

WHITE PAPER 2026

共同親権・共同養育ガイドブック 2026

2026年4月施行の改正民法と共同養育の実務

発行日：2026年3月

発行：株式会社Mycat

目次

エグゼクティブサマリー	3
第1章 共同親権制度の概要	4
第2章 離婚と親権の現状	7
第3章 養育費の実態	9
第4章 共同養育の実務	12
第5章 考察・提言	14
関連サービス紹介	16
出典一覧	17
会社概要	18

エグゼクティブサマリー

2026年4月1日、改正民法が施行され、離婚後の共同親権が可能になります。本ガイドブックは、新制度の内容と共同養育の実務について、最新の統計データを基に解説します。

183,808 組

離婚件数（2023年）

出典：厚生労働省 人口動態統計

月額2万円

法定養育費（改正民法で新設）

出典：法務省 改正民法

主要なポイント

- 2026年4月1日から離婚後の共同親権が選択可能に
- 現状は母が親権者となるケースが約9割（18,678件）、父は約1割（1,795件）
- 法定養育費として月額2万円が新設され、養育費不払い問題への対策が強化
- 共同養育の実務（面会交流、養育計画）の具体的な指針が求められている

第1章 共同親権制度の概要

1-1. 改正民法の概要

2024年5月に成立した改正民法により、離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」が選択可能になりました。施行日は2026年4月1日です。

改正のポイント

- 離婚後の親権について、単独親権のみならず共同親権も選択可能に
- 法定養育費（月額2万円）の新設
- 養育費の支払いを確保するための仕組みの強化
- DVや虐待がある場合は裁判所が単独親権を決定

1-2. 共同親権と単独親権の比較

	共同親権	単独親権
親権者	父母双方	父または母の一方
重要事項の決定	父母の協議	親権者が単独で決定
日常の監護	主に同居親が担当	親権者が担当
選択条件	父母の合意または裁判所の判断	従来通り

1-3. 共同親権で必要となる「協議」事項

共同親権の場合、子どもに関する重要事項は父母の協議で決定する必要があります。

事項	協議が必要	備考
住所の変更	必要	転校を伴う場合は特に重要
進学先の決定	必要	私立・公立の選択等
医療に関する重要な判断	必要	手術等の重大な医療行為
パスポートの取得	必要	海外渡航に関する事項
日常の養育	不要（主に同居親）	食事、入浴、宿題等

1-4. DV・虐待がある場合

DV（家庭内暴力）や虐待がある場合は、裁判所が単独親権を決定します。共同親権は、父母双方が子どもの利益のために協力できることが前提です。

1-5. 既に離婚済みの場合

改正法の施行前に離婚が成立している場合でも、父母双方の合意または裁判所への申立てにより、共同親権に変更することが可能です。

1-6. 海外の共同親権制度

国	制度の概要
アメリカ	共同親権（Joint Custody）が一般的
イギリス	親責任（Parental Responsibility）を双方が保持
フランス	原則として共同親権
ドイツ	原則として共同親権
韓国	共同親権可能（2015年改正）

日本はG7の中で最後に共同親権制度を導入する国となりました。

第2章 離婚と親権の現状

2-1. 親権者の男女比

約9割

母が親権者となるケース（18,678件）、父は約1割（1,795件）

出典：e-Stat 人口動態統計 司法統計（令和3年度）

親権者の内訳



2-2. 面会交流の実施状況

離婚後の面会交流（非同居親と子どもとの定期的な交流）の実施状況は、十分とは言えない現状にあります。面会交流の取り決めをしている割合は増加傾向にありますが、実際に定期的を実施されているケースはさらに少なくなります。

2-3. 養育費の取り決め・支払い状況

養育費の取り決めをしている母子世帯は約46%にとどまり、実際に養育費を受け取れている母子世帯はさらに低い割合です。

2-4. 離婚後の子どもの課題

- **経済的な困窮**：母子世帯の相対的貧困率は約50%
- **非同居親との関係の希薄化**：面会交流が行われない場合、親子関係が断絶するリスク
- **心理的な影響**：親の離婚は子どもに心理的な影響を与える
- **進学への影響**：経済的理由による進学機会の制限

2-5. 共同親権制度への期待と懸念

	期待	懸念
養育費	法定養育費により不払いが減少	支払い能力の問題
面会交流	共同親権により面会が確保	DV事案での安全性
子の利益	両親との関係を維持	父母の対立が子に影響

第3章 養育費の実態

3-1. 法定養育費の新設

月額2万円

改正民法で新設された法定養育費

出典：法務省 改正民法

法定養育費は、養育費の取り決めがない場合でも、子ども1人あたり月額2万円を支払う義務が発生する制度です。養育費の不払い問題への対策として導入されました。

3-2. 養育費の算定表

裁判所が公表している「養育費算定表」は、父母の収入と子どもの年齢・人数に基づいて、養育費の目安を算出するものです。

子どもの年齢	子ども1人の場合の目安	子ども2人の場合の目安
0～14歳	月2～8万円	月4～12万円
15歳以上	月2～10万円	月4～14万円

※父母の収入により大きく変動します。上記は年収300～700万円の範囲の目安です。

3-3. 養育費の不払い問題

養育費の不払いは深刻な社会問題です。改正法では、養育費の支払いを確保するための仕組みが強化されました。

3-4. 養育費確保の手段

手段	概要	強制力
公正証書	養育費の取り決めに公正証書にする	強制執行可能
家庭裁判所の調停・審判	裁判所を通じて取り決め	強制執行可能
給与差押え	不払いの場合に給与を差し押さえる	最も強力
法定養育費	取り決めがなくても月2万円の義務	法律による

3-5. AI試算ツールの活用

養育費の適正額を事前に把握するために、AI試算ツールが活用されています。父母の収入、子どもの年齢・人数を入力するだけで、算定表に基づいた概算額を算出します。

3-6. 養育費と税金

養育費は、受け取る側にとっては原則として非課税です。支払う側にとっても、所得控除の対象にはなりません。扶養控除の適用が可能な場合があります。

第4章 共同養育の実務

4-1. 養育計画の作成

共同親権を選択する場合、養育計画（ペアレンティングプラン）の作成が推奨されます。養育計画には以下の項目を含めることが望ましいとされています。

- 子どもの居所（主にどちらの親と生活するか）
- 面会交流のスケジュール（頻度、時間、場所）
- 長期休暇・祝日の過ごし方
- 教育に関する方針
- 医療に関する意思決定の方法
- 養育費の金額・支払い方法
- 緊急時の連絡体制

4-2. 面会交流のガイドライン

項目	推奨内容
頻度	月2～4回（子どもの年齢・状況による）
時間	半日～終日（宿泊を含む場合もあり）
場所	子どもが安心できる場所
連絡方法	電話・ビデオ通話を日常的に

4-3. 共同養育のコミュニケーション

共同養育の成功の鍵は、父母間のコミュニケーションです。以下のポイントが重要です。

- 子どもの前で相手の悪口を言わない
- 子どもを「メッセンジャー」にしない
- 養育に関する連絡は記録に残す（アプリ・メール等）
- 意見が対立した場合は、子どもの利益を最優先に判断する

4-4. 支援サービスの活用

サービス	概要
面会交流支援団体	面会交流の場所提供・付き添い
養育費相談	養育費の算定・取り決めの相談
共同養育アプリ	養育スケジュール・費用の共有
カウンセリング	子どもや親のメンタルケア

第5章 考察・提言

5-1. 構造的課題の整理

1. **制度の認知不足**：共同親権制度の内容を正しく理解している人が少ない
2. **実務の未整備**：養育計画の作成方法や共同養育の実務指針が不足
3. **DV事案への対応**：共同親権がDV被害者に不利に働かないための安全策が必要
4. **養育費の確保**：法定養育費の実効性を確保するための仕組みが必要

5-2. 提言

提言1：共同親権制度の正確な周知

制度の内容（特にDV事案での扱い）を正確に周知し、過度な期待や不安を解消すべきです。

提言2：養育計画テンプレートの提供

養育計画の作成を支援するテンプレートやAIツールを普及させ、実務のハードルを下げるべきです。

提言3：面会交流支援の充実

面会交流支援団体の活動支援、支援拠点の増設を推進すべきです。

5-3. まとめ

2026年4月1日の共同親権制度の施行は、離婚後の親子関係のあり方を大きく変える可能性を持っています。年間約18万組の離婚に関わるこの制度改正は、子どもの利益を最優先に考えた養育環境の実現を目指すものです。

法定養育費（月額2万円）の新設は、養育費不払い問題への一歩ですが、子どもの生活を支えるには十分とは言えません。養育費の適正額を把握し、確実に確保するための仕組みが引き続き重要です。

AI技術を活用した養育費試算ツールや養育計画作成支援ツールは、離婚に直面する父母が適切な判断を行うための一助となります。本ガイドブックが、共同養育の実践に寄与すれば幸いです。

関連サービス紹介

ペア育児

AIが養育費の適正額を試算し、養育計画の作成を支援します。

父母の収入と子どもの情報を入力するだけで、算定表に基づいた養育費の概算額をAIが算出。

共同養育に必要な養育計画の作成もサポートします。

<https://pear-ikuji.com>

※ 本サービスは法律相談ではありません。個別の事情に応じた判断には弁護士等の専門家にご相談ください。

出典一覧

1. 厚生労働省「人口動態統計」（令和5年）
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon22/index.html>
2. e-Stat「人口動態統計 司法統計」（令和3年度）
3. 法務省「改正民法」（2024年5月成立）
<https://www.moj.go.jp/content/001449160.pdf>
4. 裁判所「養育費算定表」
5. 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

会社概要

社名	株式会社Mycat
設立	2025年2月5日
所在地	東京都目黒区三田2-7-22
事業内容	AIを活用した中小企業・個人向けサービスの企画・開発・運営
コーポレートサイト	https://mycat.business
お問い合わせ	info@mycat.love

共同親権・共同養育ガイドブック 2026

2026年3月発行

株式会社Mycat

本ガイドブックの内容は情報提供を目的としたものであり、法律相談ではありません。

無断転載を禁じます。